

米沢市プレミアム付き商品券「愛の商品券 2023」

取扱店募集要領



電気・ガスをはじめとしたエネルギーや食料品等の物価高騰による市内中小企業者並びに市民生活への影響を緩和し、個人消費を下支えすることで地域経済の好循環の回復と活性化を図ることを目的に、プレミアム付き商品券事業を実施するものです。前回に引き続き、電子版と紙版による印刷版を併用して発行します。

1 プレミアム付き商品券について

(1) 名称 米沢市プレミアム付き商品券「愛の商品券 2023」

(2) 発行者 愛の商品券事業実行委員会((協)米沢市商店街連盟、米沢商工会議所、米沢信用金庫、米沢市)

(3) 商品券の概要

商品券の種類	電子商品券 (電子マネー) 	紙商品券 
媒体	スマートフォン	紙
発行総額	2億6,000万円	2億6,000万円
販売総額	2億円(20万セット)	2億円(2万セット)
支払単位	1円単位	1,000円券、お釣り不可
券種	全店共通券のみ	
プレミアム率	30%	
発行内容	電子 または 紙 いずれか一方を選択したうえ 1人あたり3万円(額面3万9千円)まで 1セット1,300円分を1,000円で販売 1セット13,000円分を10,000円で販売	
利用期間	令和5年9月上旬(予定)～1月上旬	令和5年9月下旬(予定)～1月上旬
販売対象	米沢市内にお住まいの方	
販売方法	①事前申込【申込期間:8月上旬～中旬】 専用アプリ「愛の商品券」から申込 昨年度購入者は再インストール不要。 強制アップデートされます。 ②購入【購入期間:9月上旬～9月末予定】 アプリ内でクレジットカード決済 またはコンビニで現金払い	①事前申込【申込期間:8月上旬～中旬】 広報折込のハガキによる ②購入【一斉販売会:9月下旬予定】 ・申込者の自宅に、郵送で購入引換券が届く ・指定された日時に購入引換券を指定販売所へ持参し、購入
	・応募多数の場合、全員当選するよう割り当てセット数を調整 ・当初販売で完売しなかった場合、紙版の余剰分も合わせて電子版として追加販売 ・追加販売では、販売対象を拡充することがあります。	
利用方法	①消費者がお店のQRをスマホで読取 ②またはお店の端末で消費者のスマホのQRコードを読取	現金等と併用してお支払い

2 取扱店加盟の要件

次の要件をすべて満たす事業者とする。

①米沢市内に店舗または事業所があり、次の業種を営んでいること

○飲食業	○小売業	○サービス業	○理・美容業	○洗濯業	○道路旅客運送業	○運転代行業	○宿泊業
○観光業							

②以下のいずれかに該当すること

- i 山形県内に本拠を置く事業者
- ii 山形県外に本拠を置く中小企業者

③電子商品券(電子マネー)・紙商品券のいずれも取扱可能であること

④性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定するものでないこと

⑤米沢市暴力団排除条例平成 24 年 3 月 28 日条例第 1 号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるものでないこと

⑥特定の宗教又は政治団体と関わるものでないこと

⑦公序良俗に反するものでないこと

3 商品券取扱い厳守事項

(1)商品券は一般消費者への物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。

(2)商品券と現金の交換は禁止しています。

(3)紙券の券面額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。

(4)不足分は現金等で受け取って下さい。

電子商品券(電子マネー)について、やむを得ない事情により電子商品券(電子マネー)と現金等の併用が出来ない場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、店舗内にその旨明示して下さい。

(5)取扱店で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。

(6)他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券利用上限額などを定める場合はあらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。

(7)利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。

(8)商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

(9)商品券の交換又は売買はできません。

(10)利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。

4 商品券の利用対象にならないもの

- (1)出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・水道・電話料金等)
- (2)有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券切手、印紙、証紙、指定ごみ袋、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入や電子マネーへのチャージ
- (3)商品、サービス等の引換券などの代金を前払いするもののうち、有効期限が「愛の商品券 2023」の利用期限を超えるもの
- (4)性風俗関連特殊営業、キャバレー、パチンコ店などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- (5)たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6)金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金、金融機関への預入れ
- (7)土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く。)などの不動産に係る支払い
- (8)宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
- (9)事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- (10)特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- (11)やむを得ない理由により取扱店が取扱いを不可としたもの
- (12)その他実行委員会が不相当と認めるもの

5 取扱店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1)利用者が利用期間中に商品券及び電子商品券(電子マネー)を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (2)取扱店であることが明確になるよう、QRコード、ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- (3)利用者から受け取った商品券には、再流出を防止するため、裏面に店舗印を押印又はサインする。また、取扱店控の換金請求書は入金確認が完了するまで保管すること。
振り込み着金後2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご承知おき下さい。また、登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますのでご注意ください。
- (4)裏面に他店舗の押印又はサインのある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (5)偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を実行委員会にも報告すること。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての担当者に周知すること。
- (6)商品券の交換、譲渡、売買、再利用は行わないこと。
- (7)購入した商品券での直接換金及び商品仕入れ等への利用は行わないこと。
- (8)実行委員会が行う調査へ協力をすること。
- (9)各種規約を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。

6 換金

(1)電子商品券(電子マネー)

換金スケジュールにて口座へ自動振込となります。(取扱店での申し出は不要)

(2)紙商品券



物品の販売又は役務の提供などの取引において紙券を受け取った取扱店は、換金を申し出ることができ、その方法は次のとおりとします。

- ① 利用済み商品券の裏面に店舗印を押印し、輪ゴムで束ねる。
- ② 換金請求書に必要事項を記載する。
- ④ 取扱店舗証明書と②・③と一緒に、換金所窓口へ提出する。

(3)共通事項

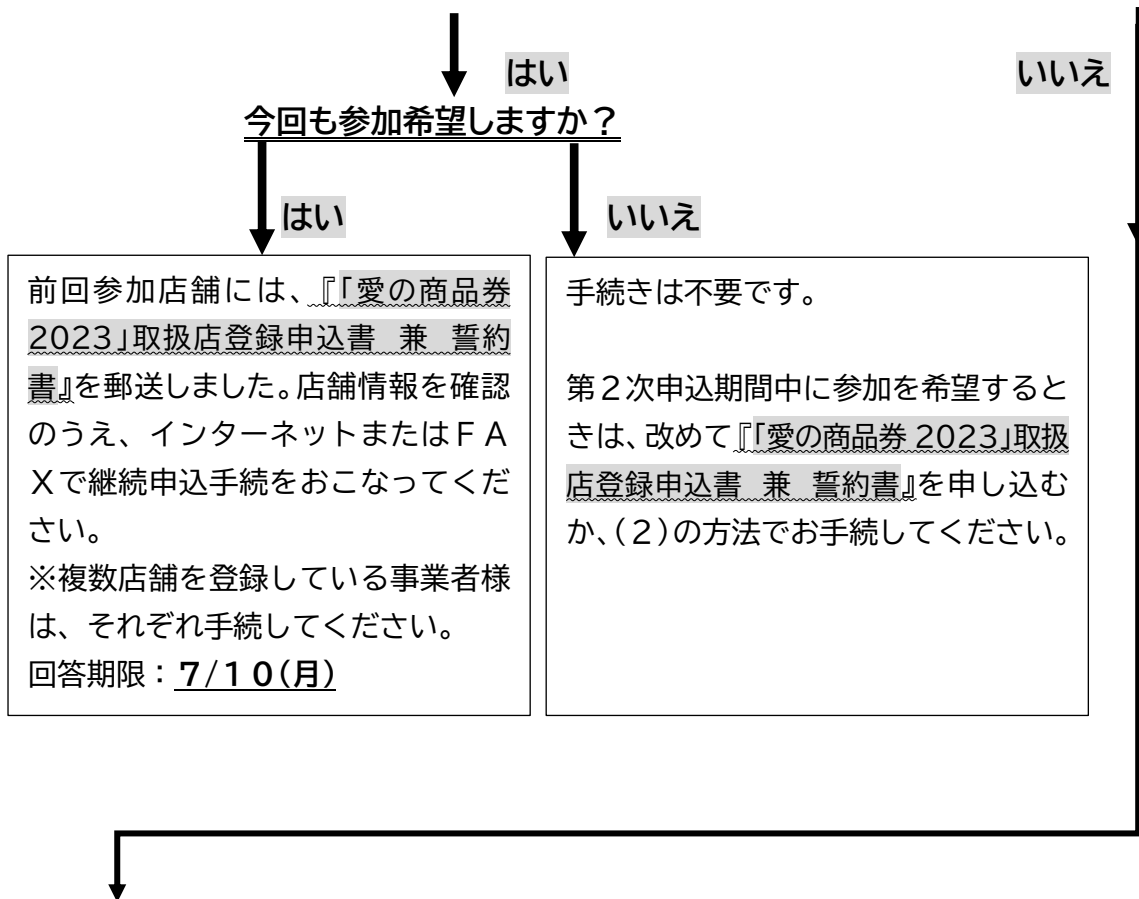
- ① 入金は口座振込です。振込手数料は事務局にて負担致します。(事業者負担なし)
- ② 換金請求期間は、下表のとおりとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず期間中に換金手続きをして下さい。
- ③ 換金請求日に応じて入金予定日までに振込いたします。
- ④ 入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

【換金スケジュール(予定)】

	電子商品券(電子マネー) 	紙商品券 
換金方法	自動入金	換金所へ使用済み商品券を持ち込み
換金頻度	週に1回	週に1回
換金期間	毎週金曜日締め 翌週金曜日に自動振込	①振込指定口座…米沢信金 毎週金曜日締め、翌火曜日着金 ②指定金融機関以外 毎月第一金曜日締め、翌週金曜日着金 (月1回) ※1月売上分は別途スケジュール設定
換金手数料	無 料	
備 考	換金スケジュールは、変更となることがあります。 詳細が決まり次第、参加店舗の皆様へお知らせします	

(1)申込方法の確認

前回（「愛の商品券 2022」）の参加店舗ですか？



(2)新規参加店舗のお申込

募集要領・申込書は、米沢市ホームページに公開しています。

参加希望事業者は、募集要領に記載の誓約事項に同意のうえ、「取扱店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、以下の方法でご提出ください。

◎第1次申込期間：6/28(水)～7/10(月)

広報よねざわ 8/1 号折込チラシ（全戸配布）・インターネット媒体に参加店舗として掲載

【申込方法】

「取扱店申込書兼誓約書」を商工課へFAX

◎第2次申込期間：7/11(火)～10/31(火)

インターネット媒体でのみ参加店舗として掲載

【申込方法】

「取扱店申込書兼誓約書」を商工課へFAX※8/1に専用ホームページを開設予定です。開設後は専用ホームページからお申込いただきます。ご了承ください。

(3)登録・確認

申込のあった事業者については、確認のうえ、取扱店として登録します。ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

- ① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ② 実行委員会が登録を取り消すと判断した場合

(4)その他留意事項

- ① 取扱店の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)は「商品券の使えるお店」として、購入者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載します。
- ② 取扱店向けのマニュアル・ポスター等を作成し、前回参加店舗には8月中に配布予定です。新規参加店舗には準備出来次第、順次発送いたします。
- ③ 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、後日配布する取扱店マニュアルを参照してください。
- ④ 各種規約、募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録取消、損害金の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
- ⑤ 各種規約、募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、実行委員会がその都度対応を決定します。
- ⑥ 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物の利用については事前に実行委員会の承認が必要となる場合があります。
- ⑦ 実行委員会の方針等により、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

【誓約事項】

- 1)商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2)商品券を利用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 3)商品券の再販、再流通を致しません。
- 4)商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- 5)商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 6)商品券の利用期間中は取扱店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 7)商品券の取扱、取扱店の責務のほか募集要項及び事業約款に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 8)商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰する認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9)商品券の取扱に対して、実行委員会からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 10)店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・業種の公表(専用HP・チラシ等に掲載)について同意します。
- 11)性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定するものではありません。
- 12)米沢市暴力団排除条例に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるものではございません。

【担当・問合せ先】

愛の商品券事業実行委員会事務局
〒992-0581 米沢市金池 5-2-25
TEL:0238-22-5111(米沢市役所商工課内)